

# お 知 ら せ

平成22年4月1日に改正労働基準法が施行されております。時間外労働の割増賃金率の引き上げや、年次有給休暇の時間単位での取得が可能となるなどの改正が行われていますが、具体的な改正内容につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>)

平成22年6月30日に一部を除き、改正育児・介護休業法が施行されております。短時間勤務制度の義務化や、子の看護休暇制度の拡充などの改正が行われていますが、具体的な改正内容につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>)